○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山県西牟婁郡白浜町日置字中芝六八三番五地先から同町日置字谷ケ地五番一まで	前	七・七〇～三一・四二	〇・一九四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一一・五〇～三一・四二	〇・一九四	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　四十二号　和歌山県西牟婁郡白浜町日置字中芝六八三番五地先から同町日置字谷ケ地五番一まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
海南市冷水字十五一八六番一から同市冷水字口無一七二番一まで	前	二一・四三～四五・五三	〇・〇九七	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二一・四三～五八・五二	〇・〇九七	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四一五まで	前	A　七・五〇～一三二・八〇	一八・〇一〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一一・一四～二七一・六〇	九・一四〇	
		C　二三・五九～九二・一五	五・四〇七	
		D　一一・一五～一六二・四三	五・八五	
	後	A　七・五〇～一三二・八〇	一八・〇一〇	
		B　一一・一四～二七一・六〇	一五・二三二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山市紀三井寺字中浜新畑六八一番五から同市紀三井寺字中浜新畑六七八番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大津市荒川字茅ケ畑六二一番三から同市逢坂一丁目三六八番まで	前	A　六・九〇～二八・五〇	一五・九一九	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・五〇～二五九・〇〇	二七・八四五	
		C　一二・〇〇～五三・二〇	二・八六一	
	後	A　六・九〇～二八・五〇	八・六〇八	
		B　二〇・五〇～二五九・〇〇	二七・八四五	
		C　一二・〇〇～五三・二〇	二・八六一	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
四百八十号	大阪府和泉市父鬼町九八七番二から同市父鬼町八一五番四及び和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字蟷螂九二五番一三を経て同町大字平字牛神一五二番二まで	改築	平成二十九年四月一日

○近畿地方整備局告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人